# 京都府立山城高等学校 生徒心得

常に山城高校生であることに誇りと責任を持ち、以下の心得を厳守しなさい。

### 1 礼儀

- (1) 挨拶は人間関係の基本である。日常的に挨拶を心がけること。
- (2) 外来客に対しても礼儀を失わないこと。
- 2 身だしなみ
  - (1) 登下校及び校内では制服を正しく着用すること。
  - (2) 高校生としてふさわしい身だしなみを心掛けること。頭髪の染色・加工、化粧、ピアス、マニキュア等は禁止する。

### 3 義務

- (1) 生徒証明書を携帯すること。
- (2) 欠席、公欠等の諸届及び願は所定の用紙で期限内に手続きを完了すること。
- (3) 登校後は許可なく校外に出ないこと。
- (4) 自らの言動には責任をもつこと。

## 4 交友関係

- (1) 常に互いの人権、人格を尊重すること。誰もがよりよく生きていけるよう、互いに助け合い、励まし合って友情を深めること。
- (2) 校内外を問わず、粗暴で品格をおとすような言動や「いじめ」があってはならない。
- (3) 金銭・物品の貸借は、交友関係を阻害する原因となりやすいので注意すること。
- 5 登下校及び出欠席について
  - (1) 平常は8時25分には登校し、8時30分(予鈴)までに教室に入り、着席すること。
  - (2) 登校すれば、放課後まで校外へ出てはならない。
  - (3) やむを得ない理由で、欠席・欠課・遅刻をする場合は、8時から8時25分までに、山城高校に指示された方法で連絡をすること(原則として保護者等)。
  - (4) 早退するときは担任に申し出て、早退許可願を提出すること。
  - (5) 遅刻をした場合は、授業終了直後に教科担任に口頭で届け出ること。

## 6 授業

- (1) 高校生活の基本は、学業である。その中心は授業である。授業を大切にし、日々の予習・復習を怠らないこと。
- (2) 授業開始のチャイムが鳴るまでに席につき、授業を受ける用意をすること。
- (3) 授業中、スマートフォン・携帯電話は電源を切り、鞄の中に入れておくこと。
- (4) 授業中、暴言、スマートフォン・携帯電話・iPadの着信等の授業妨害行為があってはならない。
- (5) 授業中、ブレザーの上から防寒着の着用は認めているが、マフラー、手袋等は使用しないこと。

## 7 定期考查

- (1) 考査の時間割は、原則として1週間前に発表する。
- (2) 考査1週間前から、部活動については特別に許可を得た者以外は活動できない。
- (3) 予鈴前に着席し、待機すること。
- (4) 机上には筆記用具のみを置き、他の持ち物はすべて教室の外の廊下に出し、指定の位置に置くこと。
- (5) 正々堂々と受験し、不正行為のないようにすること。
- (6) 考査開始15分までは遅刻とし受験を認めるが、それ以後は欠課扱いとなり、受験できない。
- (7) やむを得ず考査を欠席する場合は、8時から8時25分の間に保護者等を通じて学校の教務部に電話 連絡(075-463-8261)し、登校後、考査欠席届をすみやかに提出すること。欠席した考査は、原則と して追考査は実施しない。
- (8) 考査時間割発表日から成績処理終了まで職員室・準備室等の出入りを禁止する。
- 8 特別活動・部活動
  - (1) 特別活動(ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事)を通して自主・自立と共生の精神を高める。
  - (2) 体育系・文化系の部活動に積極的に参加し、学業との両立に努める。

- 9 公共物の使用
  - (1) 校舎内は、指定の上履きを使用する。
  - (2) 授業・部活動・各種行事以外で公共物を使用する場合は、事前に所定の用紙で手続きし、許可を得ること。また、使用後は必ず現状にもどすこと。
  - (3) 公共物を紛失又は破損した場合は、直ちに生徒指導部に連絡し、指示に従うこと。

## 10 清掃

- (1) 定められた場所以外にゴミを捨てないこと。
- (2) 清掃は監督の先生の指導に従い、責任をもって行うこと。
- (3) 各部倉庫も常に清掃し、整理整頓しておくこと。

#### 11 食堂利用

- (1) 食器を食堂から持ち出さないこと。
- (2) 食堂の掲示を見て、その指示に従うこと。
- (3) 食事のマナーを守り、歩きながらの飲食は慎むこと。

## 12 自転車通学

- (1) 自転車通学を希望する者は学校指定のレインウェアを購入し、携行する。雨天時は徒歩又は公共の交通機関を利用するか、学校指定のレインウェアを着用し、傘差し運転は禁止する。
- (2) 自転車登校の交通ルールについての誓約書を提出する。
- (3) 自転車登録シールを自転車後輪泥よけの指定された位置に貼る。登録シールのない自転車での通学は認めない。
- (4) 防犯のために自転車には必ず二重ロック鍵をかけておくこと。
- (5) 自転車は学校内外を問わず所定の駐輪場所に置くこと。
- (6) 交通規則を厳守し、マナーを守ること。特に、1列通行、左側通行、夜間の点灯を守り、傘差し運転、 二人乗り、片手運転、不法駐輪、信号無視、交差点での斜め横断、急な方向転換、運転中の携帯電話や イヤホン・ヘッドホンの使用などの法令・条例で禁止されていることや、マナー違反はしないこと。
- (7) 万一事故にあったときは、直ちに学校に連絡すること。
- 13 アルバイトについて
  - (1) アルバイトは原則禁止である。経済的な理由でどうしても必要な場合は、担任に相談し、所定の手続きをとり許可を得ること。
- 14 バイク4ない運動
  - (1) 在学中は、「バイク4ない運動」の趣旨を理解し、厳守すること。 「免許を取らない」「バイクを買わない」「バイクに乗らない」「バイクに乗せてもらわない」
  - (2) 在学中は、乗用車の免許の取得も禁止する。
- 15 スマートフォン・携帯電話の取り扱いについて
  - (1) スマートフォン・携帯電話は、授業中等においては電源を切り、鞄の中に入れておくこと。 ただし、教科担任より使用を指示された時を除く。
  - (2) 休み時間等での使用は、必要最低限とし、ルール、マナー等に十分注意して、使用時は他者に迷惑にならないようすること。
  - (3) 校外においても、学習時間や規則正しい日常生活に支障のないよう節度ある使用を心掛けること。

## 16 その他

- (1) 拾得物・紛失物は直ちに生徒指導部へ届け出ること。
- (2) 学習に不必要な物は持って来ないこと。現金・貴重品類もできるだけ持って来ないようにすること。 やむを得ず持ってきた場合には先生に預けるなど、管理に十分留意すること。
- (3) 午後5時30分以降は許可なくして校内に残らないこと。
- (4) 原則として、休業日には許可なくして校内に立ち入らないこと。
- (5) 法律で定められた、未成年者の立ち入りを禁止している場所へは入らないこと。飲酒、喫煙、窃盗等、 法律に違反する行為は絶対にしてはならない。
- (6) 校外でのコンパ (打ち上げ等) は禁止する。 コンパを行う場合は必ず校内で先生の引率の下で行うこと。